

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金（追加支援）について

■エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている医療機関等の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援するため、一時支援金を支給します。

1. 支援金の概要

	物価高騰対策一時支援金（令和5年度2回目実施分）	食材料費高騰対策一時支援金（新）
支給対象	大阪府内に所在する保険医療機関（病院・診療所）、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所 ※ただし、国又は地方公共団体が開設する医療機関、受領委任取扱いの登録（承諾）を受けていない施術所及び介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所は除く。	大阪府内に所在する保険医療機関（病院・有床診療所）
支給額	病院、2床以上の有床診療所： 15,000円×許可病床数 上記以外の施設： 30,000円	6,400円×許可病床数
支給要件	令和6年1月1日現在、支給対象施設として運営しており、申請日時点において廃止・休止の予定がないこと	

2. 申請手続

- 【受付期間】 令和6年1月9日（火曜日）から同年2月13日（火曜日）まで
- 【申請方法】 原則、オンライン申請（スマートフォン、パソコンから）
※オンライン申請が困難な場合は、郵送による申請可
※受付開始と同時に府ホームページに申請方法等を掲載
- 【支給時期】 審査完了後、順次支払予定